Ⅵ 全国の事例に学ぶワークシート

処分事由	交通事故	体罰	わいせつ	個人情報の不	その他	合計
			行為等	適切な取扱い		
懲戒処分者数	286 (29. 5%)	176 (18. 2%)	167 (17. 3%)	41 (4. 2%)	298 (25. 5%)	968 (75)
訓告等を含めた総数	3, 225 (29. 8%)	2, 253 (20. 8%)	186 (1. 7%)	382 (3. 5%)	4, 781 (44. 2%)	10, 827 (1, 944)

- *「平成24年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成25年12月文部科学省報道発表)
- *()は、割合。合計の欄は非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われ懲戒処分等を受けた者の数で外数

上の表は、平成24年度中に全国の都道府県・指定都市教育委員会が、教育職員(公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)に対して行った懲戒処分等の状況について、文部科学省が調査結果を公表したものです。

次からは、ここ数年に新聞報道された事例を紹介します。その事例について、「問題はどこにあったか」「事例から学ぶこと・対策」の 2 点について考えてください。まじめに日々の教育活動に取り組んでいる多くの方々には「こんなことは、その人個人に問題があって関係ないことだ」と思われる事例が多いですが、そこに「リスクの芽」が存在します。「もしかしたら私も・・・。」という意識を持って、もう一度、自分自身のコンプライアンス意識を見直してみましょう。

事例1(個人情報の取扱い等)

私立中学校の男性教諭が、生徒や卒業生ら 647 人分の個人情報が入った私有のパソコンを紛失したと発表した。過去 3 年間の生徒の氏名や成績、電話番号などが入っていたが、情報の悪用は確認されていないという。同校によると、男性教諭は夜、パソコンを入れたかばんを車中に置いたまま市内で外食をし、盗難にあったいう。教諭は翌日、被害届を提出した。

問題はどこにあったか?

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

(参考) 全国の事例の解答例

事例7(個人情報の取扱い等)

の記入例

(問題はどこにあったか?)

- ・私有のパソコンに,生徒の個人情報を大量に保存することは,個人情報保護条例 違反である。
- ・許可を得て、個人情報を持ち出す場合でも、パソコンのハードディスクには、個 人情報を保存しない。
- ・情報の外部持ち出しに関する所属でのルールが徹底していない。

など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・学校における「情報セキュリティーポリシー」を定め、その内容の指導徹底を行う。 (その中で)
 - ・成績等の重要な個人情報を外部へは持ち出さない指導を徹底する。
 - ・情報を外部に持ち出すときは、必要な情報のみ USB メモリーに暗号化して保存する。
 - ・情報の持ち出しに関しては、「外部記録媒体持ち出し許可簿」を作成し、情報管理を徹底させる。 など